

「みんなでのち支える呉プラン（呉市自殺対策計画）」（仮称）の策定について

1 自殺対策の経緯

日本の自殺者数は、平成10年以降、3万人を超え、その後も高水準で推移していたことから、国は自殺防止対策を総合的に推進するため、平成18年に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）を制定し、自殺対策についての様々な取組を行ってきました。

広島県においても、平成22年に自殺対策計画を策定しており、県・市町と関係団体の連携による自殺対策防止対策を推進しています。

このような中、自殺者数の推移は減少傾向となりましたが、主要先進7か国の中では依然として高い水準であったため、平成28年に自殺対策基本法が改正され、全ての都道府県及び市町村において自殺対策計画を策定することが義務付けられました。これを受け、本市においても、地域の特徴に沿った自殺対策事業を連携しながら実施するため、自殺対策計画を策定します。

2 計画の概要

（1）計画期間

平成31年度～平成35年度

（2）計画の主な構成（案）

国から、市町村が計画を策定するためのガイドライン（市町村自殺対策計画策定の手引き）が示されていますので、概ねこれに沿った形で策定していきます。

ガイドラインに示されている主な項目

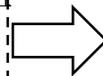
（1）計画策定の趣旨等

（2）市における自殺の特徴

（3）いのち支える自殺対策における取組

① 基本施策

② 重点施策



詳細は次頁

○基本施策

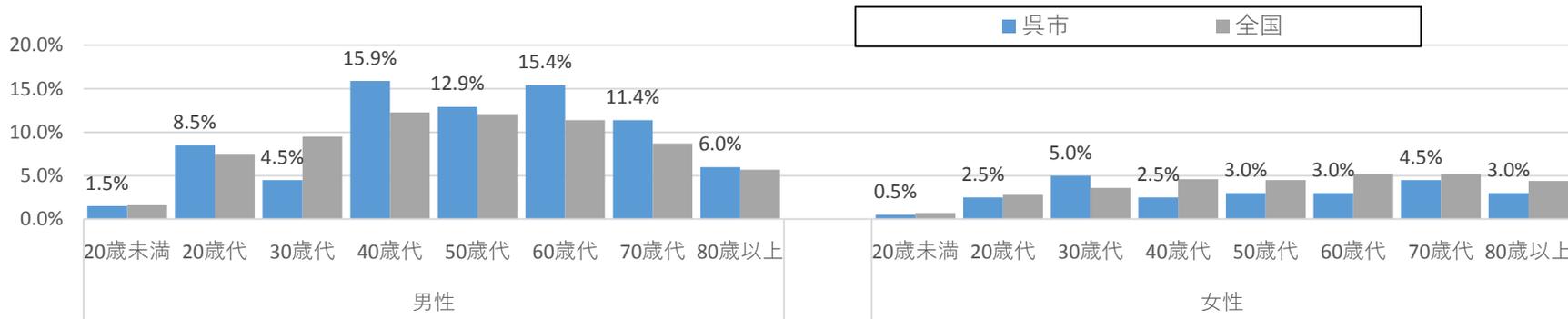
- 1 地域におけるネットワークの強化
 - ・市、関係団体、企業、市民の連携・協働の仕組みを構築し、地域全体で自殺防止対策を図る。
- 2 自殺対策を支える人材の育成
 - ・関係機関や専門家と連携して課題解決できる人材を育成する。
 - ・早期の「気づき」に対応できる人材養成のための教育カリキュラム等を導入する。
- 3 市民への啓発と周知
 - ・市民一人ひとりに自殺対策の意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開する。
- 4 生きることの促進要因への支援
 - ・自己肯定感や信頼できる人間関係等の形成のため、単身者等が孤立しないための居場所づくり、自殺未遂者への支援等を推進する。
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
 - ・困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に声をあげられるよう、学校教育活動の中に啓発活動を組み入れる。

○重点施策

- 1 高齢者の自殺対策の推進
 - ・要介護者への支援、高齢者への健康不安に対する支援、社会参加の促進と孤立の予防
- 2 生活困窮者支援と自殺対策の推進
 - ・相談支援・人材育成の推進、居場所づくりや生活支援の充実等
- 3 勤務問題に関わる自殺対策の推進
 - ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進、長時間労働の是正、ハラスメント防止等
- 4 子ども・若者への自殺対策の推進
 - ・若者の抱えやすい課題に着目した支援、経済的困難を抱える子ども等への支援等

3 呉市における自殺の現状 ※「地域自殺実態プロフィール（呉市版）より」

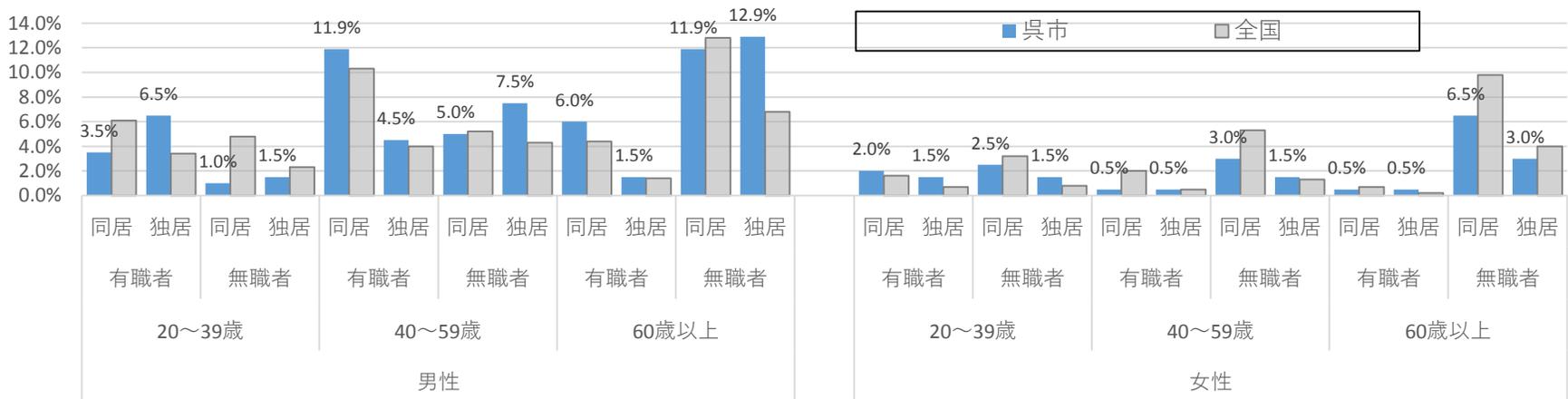
(1) 性・年代別の自殺者割合（全自殺者に占める割合）



全国と比較すると、40歳代以上の割合が、若干高くなっています。

全国と比較すると、30歳代の割合が、若干高くなっています。

(2) 生活環境別の自殺の概要（特別集計（自殺日・住居地，H25～H29 合計））



全国と比較すると、60歳以上の無職で一人暮らしの男性の自殺者の割合が、高くなっています。

4 今後のスケジュール

